

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(対馬森林計画区)

(第 2 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 7 年 4 月	1 日
至	平成 3 2 年 3 月	3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(対馬森林計画区)

(第 2 次 変 更 計 画)

計 画 期 間

自 平 成 2 7 年 4 月 1 日

至 平 成 3 2 年 3 月 3 1 日

(平 成 3 0 年 3 月 変 更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたこと、また、健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から間伐を推進するとともに、森林整備のための効率的な路網整備を促進するため、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、平成29年3月変更、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(1) 国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「④伐採総量 ④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。
- (3) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	2
① 伐採総量	2
④ 林道の開設及び改良の総量	2
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	2
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	2
① 保護林	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、対馬森林計画区を管轄区域とする国有林野4,219ha(不要存置林野2haを含む。)であり、対馬上島及び下島からなる。

森林の現況は、人工林を主体とする育成林が2,292ha(育成単層林2,249ha、育成複層林43ha)、天然生林が1,863haとなっており、主な樹種としてはスギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ類、クヌギなどとなっている。

また、林相別にみると針葉樹林2,118ha、針広混交林253ha、広葉樹林1,783haとなっている。

本計画区の国有林野は、水源かん養保安林が全体の51%に達している。また、その一部は壱岐対馬国定公園及び史跡名勝天然記念物に指定され優れた自然景観を有し、登山等の森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。さらに、御岳には絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの種の保護を目的とした希少個体群保護林を設定している。

このため、本計画では、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くとともに、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応しつつ、管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 上島地区(301～320、347～349林班)

大星山(347m)を中心とした地区であり、スギ、ヒノキの人工林が大半を占めている。

高峰はないが急峻な地形をなし、浸食風化作用を受けやすい頁岩、砂岩、粘板岩等が大部分を占めており、水源の涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、中央に位置する御岳周辺は、モミを主体とした天然林であり、御岳ツシマヤマネコ希少個体群保護林を設定しているほか、壱岐対馬国定公園特別保護地区、史跡名勝天然記念物及び鳥獣保護区特別保護地区に指定されており、自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 下島地区(321～346林班)

龍良山(558m)、有明山(558m)、白嶽(519m)を中心とした地区であり、スギ、ヒノキの人工林が大半を占めている。

高峰はないが急峻な地形をなし、浸食風化作用を受けやすい頁岩、砂岩、粘板岩等が大部分を占めており、水源の涵養機能及び山地災害防止機能の発揮が期待されることから「水源涵養タイプ」及び「山地災害タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、壱岐対馬国定公園にも指定されている龍良山のスダジイ、イスノキ等の遺伝資源を保存するための希少個体群保護林、有明山の風景林、地区南端の海岸部及び白嶽周辺のチョウセンヤマツツジ、アカガシ等の天然林を保存するための植物群落保護林については、自然環境の保全に係る機能及び保健文化機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	<u>35,614</u>	<u>73,376</u> (676)	<u>108,990</u> [7,810]
前 計 画	9,500	85,500 (1,101)	95,000

注：() は、間伐面積である。

[] は、臨時的な伐採量で外書き。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
本計画	<u>8</u>	<u>7,600</u>	<u>13</u>	<u>3,900</u>

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇 所 数	面 積(ha)
希少個体群保護林	<u>4</u>	<u>570</u>
総 数	4	570

第5次国有林野施業実施計画書

(対馬森林計画区)

(第2次変更計画)

計画期間

自	平成27年4月	1日
至	平成32年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から間伐を推進するとともに、森林整備のための効率的な路網整備を促進するため、また、保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、平成29年3月変更、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(4) 伐採総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。
- (3) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(4) 伐採総量	1
3 林道の整備に関する事項	2
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	3
(1) 保護林の名称及び区域	3

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	335	<u>15,003</u> (149)	<u>15,338</u>				
自然維持タイプ	—	— (—)	—				
森林空間利用タイプ	—	135 (1)	135				
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—				
水源 涵 養 タ イ プ	スギ・ヒノキ普通伐期	4,476	—	4,476			
	スギ長伐期	—	12,311	12,311			
	ヒノキ長伐期	—	<u>45,927</u>	<u>45,927</u>			
	スギ・ヒノキ複層林	30,803	—	30,803			
	計	35,279	<u>58,238</u> (527)	<u>93,517</u>			
合 計	35,614	<u>73,376</u> (676)	<u>108,990</u>	<u>7,810</u>	<u>116,800</u>	—	<u>116,800</u>
年 平 均	7,123	<u>15,343</u> (142)	<u>22,466</u>	<u>1,634</u>	<u>24,100</u>	—	<u>24,100</u>

注 () は間伐面積である。

年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
対馬市	35,614	<u>73,376</u>	<u>108,990</u>				

注：臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
その他	開設	下原山334林道	334	1,000	
		クルス <u>308</u> 林道	307、308	1,000	
		上見坂林道	335	650	
		北五郎林道	316	600	
		有明林道	344	450	
		豆酩龍良山324林道	324	800	
		西龍良林道西龍良支線	321	1,200	
		<u>豆酩龍良山331林道</u>	<u>327、330</u>	<u>1,900</u>	
その他	改良	有明林道	343、344	500	舗装
		浅藻林道	327、330、331	500	舗装
		御岳林道	302、304	200	舗装
		北五郎林道	315、316	200	舗装
		大星林道	318	200	舗装
		有明林道343支線	343	200	舗装
		西龍良林道	321～325	200	舗装
		知首林道	340	200	舗装
		北五郎林道桧谷支線	315	200	舗装
		西龍良林道西龍良支線	321	100	舗装外
		知首山340林道	340	400	舗装外
		<u>豆酩龍良山331林道</u>	<u>330、331</u>	<u>800</u>	<u>舗装</u>
		<u>一重林道</u>	<u>306</u>	<u>200</u>	<u>舗装外</u>
計	開設			<u>7,600</u>	<u>8</u> 路線
	改良			<u>3,900</u>	<u>13</u> 箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
<u>希少個体群 保護林</u>	<u>豆殿龍良山 スタジイ等 遺伝資源</u>	既設	116.93	323い～は 324か 330る、た～そ1	スタジイ・イスノキ・アカガシ・イヌマキ等の遺伝資源保存のため
	<u>御岳ツシマ ヤマネコ</u>	既設	156.26	301い 302い～は 303い	絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの種の保護のため
	<u>対馬白嶽ア カガシ等</u>	既設	197.95	337り～る、れ1 338い～ほ、イ 339い～は	山頂部に大陸系の植物を含むチョウセンヤマツツジ、イワシデ群落、山腹に本土では高標高部でしか見られないアカガシ群落が成立し、原生林の様相を示す。また、ゲンカイツツジ、チョウセンノギク等の大陸系の植物や、固有種のシマトウヒレン、ツシマギボウシも見られ植物地理学的に特異性が高い。
	<u>豆殿内院 龍良山神崎 スタジイ等</u>	既設	98.93	333い～に	神崎半島のスタジイやイスノキ、ナタオレノキ等からなる群落は、大径材も生育し、沿岸部の暖地性照葉樹林として典型的であり、かつ、自然性・希少性が高い。また、ナタオレノキは、長崎県では島嶼のみに生育し、自然性の高い希少な群落となっている。

